

田辺市周辺衛生施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

制定 平成18年12月5日 規則第1号

改正 平成29年3月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市周辺衛生施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年田辺市周辺衛生施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第1条第1号及び第2号に規定する規則で定める契約については、田辺市契約規則（平成17年田辺市規則第44号）第4条の規定を準用する。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。